

●香川県告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成25年5月7日から同月28日まで一般の縦覧に供する。

平成25年5月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 嶮岨山線（31号）
- 3 道路の区域

| 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|--|-----------------|---------------|----------------------------|
| 小豆郡土庄町大部字赤嶽206番3 地先から 小豆郡土庄町大部字赤嶽206番3 地先まで | 11.7~38.5 | 32 | 平成24年香川県告示第214 号で変更した区域 |

- 4 供用開始の期日 平成25年5月7日